

●香川県告示第245号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成22年6月11日から同年7月2日まで一般の縦覧に供する。

平成22年6月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 栗井観音寺線（240号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市栗井町字竹成1571番1地先 から 観音寺市栗井町字常次1299番1地先 まで	11.5~26.0	430	平成9年香川県告示第 84号で変更した区域の 一部

- 4 供用開始の期日 平成22年6月11日